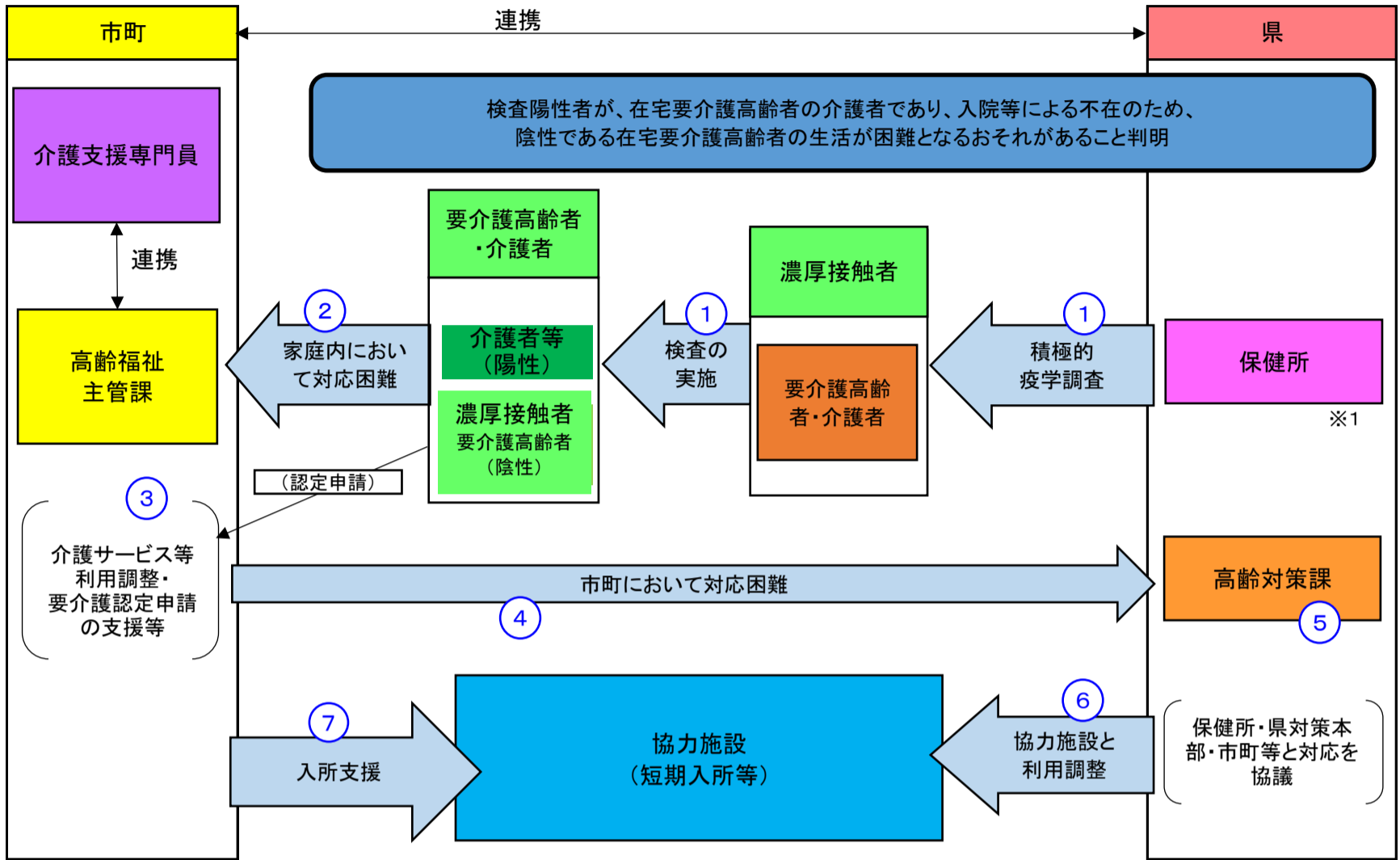


在宅要介護高齢者の受入スキーム図



◇スキーム内容

担当	内容
① 保健所	積極的疫学調査において、介護者が不在となりそうな要介護高齢者がいることを把握
① 保健所	介護者全員が不在となる要介護高齢者がいる場合は、介護者や家庭のキーパーソン等に対し、家族・親族・知人等による自助努力を検討してもなおお家庭内における生活確保等の対応が難しく高齢者への支援が必要な場合は、市町へ相談するよう連絡・周知
② 要介護高齢者・介護者	家庭内での対応が困難な場合は、市町の高齢福祉主管課へ連絡・相談(この際、必ず、要介護高齢者が濃厚接触者であることを伝える)
③ 市町・介護支援専門員	要介護高齢者・介護者の相談を受けるとともに、地域包括支援センター等と連携しながら、訪問系や入所系の介護サービス等の利用調整 必要に応じて、要介護認定申請を支援
④ 市町	介護サービス等の利用調整等が困難な場合は、県高齢対策課へ連絡
⑤ 高齢対策課	要介護高齢者の対応について、保健所、県新型コロナウイルス感染症対策本部、市町等と協議
⑥ 高齢対策課	協力施設の利用が必要な場合は、協力施設と利用調整調整後、市町へ連絡
⑦ 市町	介護支援専門員等と連携し、入所の支援

※1 宇都宮市については、市が保健所を設置

◇本事業による在宅要介護高齢者の受入条件

- ・ 新型コロナウイルスに感染した介護者の濃厚接触者であること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の検査が陰性であること。
- ・ 介護者全員が入院等により不在となったことにより、単独では在宅での生活が継続できなくなったこと。
- ・ 同居、近居親族等の支援を受けることが困難であり、在宅等での生活を継続することができないこと。
- ・ 介護支援専門員や市町により、居宅サービスその他の必要な介護サービス等の調整を行ってもなお、介護サービス等の提供が受けられないこと。

※ 本事業による受入れは、受け入れた高齢者の健康観察期間